

◎新潟県告示第870号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和5年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。

令和4年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	40	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	20	6か月
	木造建築科	15	1年
	ビジネススタッフ科	15	1年
三条テクノスクール	溶接科	40	6か月
合 計		160	